

議第 1 5 9 号

呉市都市計画区域外公園設置条例の一部を改正する条例の制定について

呉市都市計画区域外公園設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市都市計画区域外公園設置条例の一部を改正する条例

呉市都市計画区域外公園設置条例（平成 1 5 年呉市条例第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後																																												
<p>(目的及び設置)</p> <p>第 1 条 恵まれた環境の中での余暇を過ごす場を提供し、野外活動を通じての健全な心身の育成及び休養に資するため、呉市都市計画区域外公園（以下「公園」という。）を次のとおり設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">名称</th> <th style="width: 85%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>梶ヶ浜観松園</td> <td>呉市下蒲刈町下島 <u>8 3 9 番地の 1 6</u></td> </tr> <tr> <td>大平山公園</td> <td>呉市下蒲刈町下島字立畑 <u>3 2 0 番地</u> から字見揚, 字半田, 字三津弥, 字大地蔵 <u>8 9 5 番地</u> までで囲む大平山山頂</td> </tr> <tr> <td>万葉植物公園</td> <td>呉市倉橋町先宮ノ浦川東 <u>1 7 3 番地の 1</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第 2（第 7 条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">区分</th> <th style="width: 25%;">単位</th> <th style="width: 50%;">使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 施設を設ける場合</td> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 公園内の施設を管理する場合</td> <td>1 平方メートル 1 月につき</td> <td style="text-align: center;"><u>9 2 円</u></td> </tr> <tr> <td>3 工作物その他の物件を設ける場合 (1) ~ (8) 略</td> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	梶ヶ浜観松園	呉市下蒲刈町下島 <u>8 3 9 番地の 1 6</u>	大平山公園	呉市下蒲刈町下島字立畑 <u>3 2 0 番地</u> から字見揚, 字半田, 字三津弥, 字大地蔵 <u>8 9 5 番地</u> までで囲む大平山山頂	万葉植物公園	呉市倉橋町先宮ノ浦川東 <u>1 7 3 番地の 1</u>	略		区分	単位	使用料	1 施設を設ける場合	略		2 公園内の施設を管理する場合	1 平方メートル 1 月につき	<u>9 2 円</u>	3 工作物その他の物件を設ける場合 (1) ~ (8) 略	略		<p>(目的及び設置)</p> <p>第 1 条 恵まれた環境の中での余暇を過ごす場を提供し、野外活動を通じての健全な心身の育成及び休養に資するため、呉市都市計画区域外公園（以下「公園」という。）を次のとおり設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">名称</th> <th style="width: 85%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>梶ヶ浜観松園</td> <td>呉市下蒲刈町下島 <u>1 0 8 9 3 番地の 1 6</u></td> </tr> <tr> <td>大平山公園</td> <td>呉市下蒲刈町下島字立畑 <u>1 0 3 2 0 番地の 1</u> から字見揚, 字半田, 字三津弥, 字大地蔵 <u>1 0 8 9 5 番地</u> までで囲む大平山山頂</td> </tr> <tr> <td>万葉植物公園</td> <td>呉市倉橋町 <u>字先宮ノ浦川東 1 7 3 番地の 1</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第 2（第 7 条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">区分</th> <th style="width: 25%;">単位</th> <th style="width: 50%;">使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 施設を設ける場合</td> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 公園内の施設を管理する場合</td> <td>1 平方メートル 1 月につき</td> <td style="text-align: center;"><u>9 3 円</u></td> </tr> <tr> <td>3 工作物その他の物件を設ける場合 (1) ~ (8) 略</td> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	梶ヶ浜観松園	呉市下蒲刈町下島 <u>1 0 8 9 3 番地の 1 6</u>	大平山公園	呉市下蒲刈町下島字立畑 <u>1 0 3 2 0 番地の 1</u> から字見揚, 字半田, 字三津弥, 字大地蔵 <u>1 0 8 9 5 番地</u> までで囲む大平山山頂	万葉植物公園	呉市倉橋町 <u>字先宮ノ浦川東 1 7 3 番地の 1</u>	略		区分	単位	使用料	1 施設を設ける場合	略		2 公園内の施設を管理する場合	1 平方メートル 1 月につき	<u>9 3 円</u>	3 工作物その他の物件を設ける場合 (1) ~ (8) 略	略	
名称	位置																																												
梶ヶ浜観松園	呉市下蒲刈町下島 <u>8 3 9 番地の 1 6</u>																																												
大平山公園	呉市下蒲刈町下島字立畑 <u>3 2 0 番地</u> から字見揚, 字半田, 字三津弥, 字大地蔵 <u>8 9 5 番地</u> までで囲む大平山山頂																																												
万葉植物公園	呉市倉橋町先宮ノ浦川東 <u>1 7 3 番地の 1</u>																																												
略																																													
区分	単位	使用料																																											
1 施設を設ける場合	略																																												
2 公園内の施設を管理する場合	1 平方メートル 1 月につき	<u>9 2 円</u>																																											
3 工作物その他の物件を設ける場合 (1) ~ (8) 略	略																																												
名称	位置																																												
梶ヶ浜観松園	呉市下蒲刈町下島 <u>1 0 8 9 3 番地の 1 6</u>																																												
大平山公園	呉市下蒲刈町下島字立畑 <u>1 0 3 2 0 番地の 1</u> から字見揚, 字半田, 字三津弥, 字大地蔵 <u>1 0 8 9 5 番地</u> までで囲む大平山山頂																																												
万葉植物公園	呉市倉橋町 <u>字先宮ノ浦川東 1 7 3 番地の 1</u>																																												
略																																													
区分	単位	使用料																																											
1 施設を設ける場合	略																																												
2 公園内の施設を管理する場合	1 平方メートル 1 月につき	<u>9 3 円</u>																																											
3 工作物その他の物件を設ける場合 (1) ~ (8) 略	略																																												

4 露店営業その他これに類する行為をする場合	1 平方メートル 1 日につき	<u>57円</u>
5 行商をし、募金をし、又は業として写真を撮影する場合	1 人 1 日につき	<u>350円</u>
6 業として映画を撮影する場合	1 日につき	<u>5,292円</u>
7 興行、競技会、展示会、集会その他これらに類する催しをする場合	入場料の類を徴収しない場合 1 平方メートル 1 日につき 入場料の類を徴収する場合 1 平方メートル 1 日につき	22円 <u>56円</u>

備考

1～3 略

4 この表第1項及び第3項の場合において、使用の期間が1月に満たないときは、前3項の規定により算出した額に100分の108を乗じて得た額を使用料の額とする。

5 略

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第2の改正規定は、平成31年10月1日から施行する。

4 露店営業その他これに類する行為をする場合	1 平方メートル 1 日につき	<u>58円</u>
5 行商をし、募金をし、又は業として写真を撮影する場合	1 人 1 日につき	<u>356円</u>
6 業として映画を撮影する場合	1 日につき	<u>5,390円</u>
7 興行、競技会、展示会、集会その他これらに類する催しをする場合	入場料の類を徴収しない場合 1 平方メートル 1 日につき 入場料の類を徴収する場合 1 平方メートル 1 日につき	22円 <u>57円</u>

備考

1～3 略

4 この表第1項及び第3項の場合において、使用の期間が1月に満たないときは、前3項の規定により算出した額に100分の110を乗じて得た額を使用料の額とする。

5 略

(提案理由)

消費税及び地方消費税の税率が引き上げられること及び広島法務局が重複する地番の解消作業を実施したことによる地番の変更に伴い、所要の規定の整備をするため、この条例案を提出する。